

## 熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱

制定	昭和63年10月1日	保健衛生局長決裁
改正	平成元年4月1日	保健衛生局長決裁
	平成5年4月1日	保健衛生局長決裁
	平成6年4月1日	保健衛生局長決裁
	平成10年4月1日	環境保全局長決裁
	平成13年4月1日	環境保全局長決裁
	平成19年4月1日	環境保全局長決裁
	平成20年4月1日	市長決裁
	平成22年4月1日	環境保全局長決裁
	平成22年4月1日	浄化対策課長決裁
	平成23年3月2日	環境保全局長決裁
	平成23年7月1日	浄化対策課長決裁
	平成24年3月1日	環境保全局長決裁
	平成24年8月20日	浄化対策課長決裁
	平成25年3月12日	市長決裁
	平成25年8月16日	浄化対策課長決裁
	平成27年3月27日	市長決裁
	平成27年7月24日	環境局長決裁
	平成27年8月18日	浄化対策課長決裁
	平成28年2月10日	市長決裁
	平成28年3月28日	浄化対策課長決裁
	平成28年4月26日	浄化対策課長決裁
	平成29年3月29日	市長決裁
	平成29年3月30日	浄化対策課長決裁
	平成30年3月30日	浄化対策課長決裁
	平成31年3月29日	環境局長決裁
	令和2年3月30日	市長決裁
	令和3年3月30日	市長決裁
	令和4年3月29日	市長決裁
	令和4年4月1日	浄化対策課長決裁
	令和5年3月29日	市長決裁
令和5年4月1日	浄化対策課長決裁	

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浄化槽を設置する者に対する熊本市合併処理浄化槽設置補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものをいう。
- (3) 既存の建築物 次に掲げる建築物以外の建築物をいう。
  - ア 新築された建築物
  - イ 増改築された建築物であって、当該増改築に係る部分の床面積が10平方メートルを超える建築物
- (4) 転換 既存の建築物で使用している単独処理浄化槽を廃止し、当該既存の建築物に浄化槽を設置するもの（単独転換）、又は既存の建築物で使用しているくみ取り便槽を廃止し、当該既存の建築物に浄化槽を設置するもの（くみ取り転換）をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助の対象となる地域(以下「補助対象地域」という。)は、次に掲げる区域以外の地域とする。ただし、下水道事業計画区域内であっても、下水道の整備が当分の間見込まれない区域で、かつ、市長が特に必要と認め、別に指定する区域については、補助対象地域とすることができる。

- (1) 下水道事業計画区域(旧下水道事業認可区域)
- (2) 農業集落排水事業採択区域
- (3) 開発行為による集合排水処理区域

(補助対象建築物)

第4条 補助の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、専用住宅及び併用住宅(人の居住の用に供する家屋の部分が延床面積の2分の1以上であるものをいう。以下同じ。)とする。ただし、賃貸を目的とするもの及び宿舍等を除く。

(補助対象者)

第5条 補助の対象となる者は、補助対象地域において建築基準法(昭和25年法律第201号)又は浄化槽法に基づく設置に係る手続を適正に完了し、かつ、市税の滞納がない個人で、次の各号のいずれかに定める浄化槽を設置する者とする。ただし、設置する浄化槽は環境省が示す環境配慮型浄化槽に限る。

- (1) 1棟の専用住宅に転換に伴い設置する、10人槽以下の浄化槽
  - (2) 1棟の併用住宅に転換に伴い設置する、人の住居の用に供する家屋の部分の処理対象人員が10人槽以下の浄化槽
- 2 前項の規定にかかわらず、第14条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、当該取消しの日から5年を通過しない者は補助の対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、浄化槽の設置に要する費用、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽撤去に要する費用、宅内配管工事に要する費用とし、補助金の額は別表1に掲げる区分につき、それぞれ同表に定める額を限度額とし、それぞれの工事費と比較していずれか低い額の合計金額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)とする。

- 2 前項の場合において、補助の対象となる建築物が併用住宅であるときは、熊本市浄化槽構造要領(昭和63年5月23日保健衛生局長決裁)第2条に基づき、人の居住の用に供する家屋の部分の処理対象人員を算定し、補助金の額を決定する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、設置工事の施工前に、補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、補助金の交付申請は当該年度分に限る。

(交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付決定をする。

- 2 市長は、補助金の交付決定をしたときは、その決定の内容を補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(変更申請等)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者は、申請を取り消そうとするとき、又は申請の内容を変更しようとするときは変更承認申請書(第3号様式)を当該年度の2月20日までに市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、補助金交付変更通知書(第4号様式)により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(設置工事の完了)

第10条 申請者は、浄化槽を設置したときは、熊本市浄化槽取扱要綱(昭和63年5月23日制定)に定める工事完了検査を当該年度の3月10日までに受けなければならない。

- 2 設置工事は、前項の検査を受検し、検査結果が良となったときをもって完了とする。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助金に係る設置工事完了後1箇月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書を審査し、設置工事が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

2 実績報告書提出時に、補助対象地域から外れた場合は、補助金の交付額の確定を認めない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第7号様式）による請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金の取消し)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) その他、市長が補助することが適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、申請者に対し補助金返還命令書（第8号様式）により期限を定めてその返還を命じることができる。

(違約加算金)

第16条 申請者は、第14条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとす

る。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第17条 市長は、申請者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(浄化槽の維持管理)

第18条 申請者は、補助金の交付を受けて設置した浄化槽が正常に機能するよう、熊本市浄化槽取扱要綱第3条に規定する一括契約を締結し、適正な維持管理を行うこと。

(単独処理浄化槽等の廃止)

第19条 申請者は、浄化槽を設置しようとする敷地内に、単独処理浄化槽又はくみ取便所があるときは、これを廃止するものとする。ただし、くみ取便所について、自家処理をする場合その他廃止しない相当の理由がある場合は、この限りではない。

(処分の制限)

第20条 補助金を受けて浄化槽等を設置した者は、市長の承認を受けずにその浄化槽等を処分してはならない。ただし、補助金を交付した年度の翌年度の初日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した場合は、この限りでない。

(申請者の死亡)

第21条 申請者が死亡した場合、申請者の相続人は、申請者が保有しているこの要綱に基づく権利及び義務を、代表して引き継ぐ者（以下「権利承継者」という。）を決定し、権利承継届出書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日以降の申請分から施行する。ただし、第6条第2号から第4号までの規定については、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(熊本市小型合併処理浄化槽設置補助金交付要綱実施要領の廃止)

2 熊本市小型合併処理浄化槽設置補助金交付要綱実施要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

区分	補助限度額		
	5 人槽	7 人槽	10 人槽
① 転換 (浄化槽本体工事)	444,000 円	486,000 円	585,000 円
② 転換 (宅内配管工事)	300,000 円		
③ 単独処理浄化槽 撤去工事	120,000 円		
④ くみ取り便槽 撤去工事	90,000 円		